

国内経済要録

◇中小企業団体の組織に関する法律公布

前国会で継続審議となつた「中小企業団体の組織に関する法律」は11月14日成立、同25日公布された（施行は公布の日から6か月以内）。これに伴つて、「中小企業安定法」は廃止された。団体法は、国民経済上重要な地位を占める中小企業の経営が現在なお不安定である実情にかんがみ、中小企業の組織の充実強化を図ることにより、業者相互間の過度の競争、大企業の不当な圧迫を排除して、その経済的地位の維持向上を目的としたものである。その大要は次の通り。

(1) 自主的調整事業と共同経済事業をあわせて行うことのできる「商工組合」の制度を設ける。なお、中小企業安定法の調整組合制度は廃止する。

(2) 商工組合は、その地域内の一業種について、過度の競争により事業の不安定をきたしており、またはそのおそれがある場合に設立できる。

(3) 商工組合の代表者が、調整事業に関して組合協約を締結するため、組合員と取引関係のある大企業その他と組合交渉を行おうとするときは、その相手方は正当な理由がない限りその交渉に応じなければならない。

主務大臣は、組合協約の締結につき関係者に必要な勧告をすることができる。

(4) 商工組合の員外者が、その地区内の同業中小企業の経営の安定に重大な悪影響を及ぼしている場合、その商工組合の調整事業が事態の克服のため最も適当であると認めるときは、員外中小企業者に対し、主務大臣は組合に加入すべきことを命ずることができる。

加入命令を出す場合には、地区内の同業中小企業者の4分の3以上が組合員となつていること、地区内の同種事業者の4分の3以上が中小企業者であること、および地区内の同種事業の相当部分を中小企業が占めることなどが条件となつている。

(5) 商工組合の員外者が、その地区内の同業中小企業の経営の安定に重大な悪影響を及ぼしている場合、組合の自主的調整事業によつては事態の克服ができず、あるいはそれが適当でない認められるときは、地区内の同種事業者のすべてに対し、主務大臣は事業活動の規制に関する命令を出すことができる。

規制命令の内容は、商工組合の調整規程を参酌して定めることとする。

◇昭和32年度一般会計ならびに特別会計、政府関係機関の補正予算成立

11月12日表記補正予算が成立した。大要以下の通り。

(1) 一般会計

国際復興開発銀行からの借款の受入れに伴い、政府が行う債務保証の限度額（270億円相当のドル額）などを規定する条項を予算総則に加えた。

(2) 特別会計

輸出保険特別会計における本年度の輸出手形保険の契約限度額を80億円から160億円に引上げた。

(3) 政府関係機関

国民金融公庫の資金運用部よりの借入限度を200億円から270億円へ引上げ、同じく中小企業金融公庫の借入限度を200億円から300億円へ引上げた（前月号参照）。

◇郵便貯金法の一部改正（11月14日公布、12月1日施行）

郵便貯金の預金者の利便を図り、あわせて貯蓄の増強に資するため、次のような改正が行われた。

(1) 一預金者の預入総限度額を20万円から30万円に引上げる。

(2) 定額郵便貯金の利率を次の通り引上げる。

預入期間 1年以下 年4分5厘（3厘引上げ）

“ 1年半以下 年5分（2厘 “）

“ 2年以下 年5分5厘（1厘 “）

(3) 積立郵便貯金の1回の預入金額を、100円以上1万2千円以下（現行100円以上8千円以下）に改める。

◇国民貯蓄組合法の一部改正（11月18日公布、12月1日施行）

貯蓄の増強に一層資するため、国民貯蓄組合を通ずる預貯金などの利子に対する非課税限度額が20万円から30万円に引上げられた。

◇租税特別措置法の一部改正（11月18日公布、即日施行）

国際収支改善のための総合対策の一環として、輸出の振興に資するため、租税特別措置法による現行の輸出所得の特別控除制度につき、大要次のような改正が行われた。

指定期間（昭和32年8月1日から34年12月31日までの期間）内のある事業年度に属する輸出金額が、基準輸出金額（前1年間の輸出金額の半額相当分）をこえるときは、基準輸出金額相当分については現行通り次の(1)による所得控

除を受け、これを超過する輸出金額については次の(2)の割増控除を受ける。

- (1) 輸出金額の3%（一般メーカーの場合）相当額と、その輸出金額に対応する輸出所得金額の80%相当額とのいずれか低い金額。
- (2) 超過輸出金額の4.5%（一般メーカーの場合）相当額と、超過輸出金額に対応する輸出所得金額の100%相当額とのいずれか低い金額。

◇政府短期証券金利の引上げ

大蔵省は11月25日、政府短期証券の金利を現行の日歩1銭4厘5毛から1銭5厘5毛へ引上げ、12月以降公募債発行分より適用することを決定した。

◇外国為替引当貸付の利子歩合変更

本行は、最近の米国市中金利の低下傾向にかんがみ、アメリカ合衆国通貨表示の手形を引当とする外国為替引当貸付の利子歩合を日歩9厘5毛から日歩9厘に引下げ、外国為替銀行の手形買取日が11月25日以降のものを引当とする貸付分から実施した。

◇米ドル・ユーザンス金利の引下げ

ニューヨークにおける一流銀行引受手形割引率の変動に伴い、甲種為替銀行では米ドル・ユーザンス申合せ金利を次のごとく2度にわたって改訂した。

	改訂前	11月11日以降	11月21日以降
一般レート	年6.25%以上	6.125%以上	5.875%以上
サービスレート	" 6 % "	5.875% "	5.625% "

◇英ポンド直物持高の売持承認

大蔵省では、先般の英ポンド先物取引の自由化に伴う一連の措置に引続き、11月9日以降次の制限内において、英ポンド直物持高の売持を認めることとした。

- (1) 各為替銀行に対しそれぞれの売持限度額を設定する。
- (2) 英ポンド直物持高の売持金額は外国為替持高操作上必要最小限度の範囲内とし、円資金の調達などを目的とする売持は認めない。
- (3) 為替銀行の持高操作がその趣旨を逸脱するなど適当と認められない場合、あるいは国内金融調整上必要と認められる場合には、本行は売持金額相当の円貨の運用について所要の指図をすることができる。

◇英ポンド直物為替相場の自由化

政府は、為替相場制度の正常化を図る見地から、12月9日英ポンド直物取引につき次の自由化措置を実施した。

- (1) 裁定相場は国際通貨基金に登録された英ポンド平価

を、基準外国為替相場をもつて裁定した相場（1,008円）に固定する。

- (2) 大蔵大臣の直物売買相場は裁定相場の上下 $\frac{3}{4}$ %に固定する。
- (3) 外国為替公認銀行の顧客に対する直物売買相場は、従来の公定制度を廃止し、裁定相場中心に上下1%以内で自由とする。

なお、これに伴い為銀のポンド資金繰りを緩和するため、総額16百万ドルの枠内で米ドルと振替可能ポンドとのスワップ取引を認める一方、思惑取引を防ぐために、必要がある場合には為銀のcash positionを制限できることとした。

◇全国銀行協会連合会の資金調整委員会設置

全国銀行協会連合会では11月21日の臨時理事会において、資金運用の自主的調整機能を強化するため、次の措置をとることになった。

- (1) 自主的機構の整備とその実効ある機動的運用
緊要資金の確保と不要不急資金および過剰投資資金の抑制を図り、かつ政府の財政投融资計画との調整などの諸問題に対処するため、従来の投融资委員会および融資自主規制委員会を解消して新たに資金調整委員会を設置し、その下部機構たる幹事会および分科会の活用とあいまつて機動的に問題処理に当る。
- (2) 協調融資方式の活用と緊要諸債券の消化
とくに、資金確保を要する重要産業向け融資および緊要な諸債券の消化については、実情に応じて、関係分科会において協調融資方式などを活用して所要の調整を行う。
- (3) 資金運用基準ないし実施方策の実行調整機構の創設
各分科会の決定事項につき、加盟銀行の実行状況を把握するとともに、決定された基準を著しく逸脱したと認められるものに対し所要の勧告を行うための機構を創設する。

- (4) 政府当局ならびに産業界などとの連繫強化
検討すべき諸問題については常に政府当局ならびに産業界などとの連絡を一層密にする。

なお、資金調整委員会の委員は現行投融资委員会、融資自主規制委員会の委員と同一とするが、このほか日本銀行から常任参与1名、大蔵省、通産省、運輸省、経済企画庁および日本開発銀行などから各1名の参与を委嘱することとし、委員長には全銀連会長が当ることになっている。また下部機構としては委員銀行の常務取締役級以上をもつて幹事会を組織し、その下に次の分科会が設けられる。

資金分科会審議事項……銀行資金量、金利に関する問題。

投融资分科会審議事項……重要産業の業種基準、協調融資、中小企業金融などに関する問題。

融資規制分科会審議事項……不要不急融資基準などの問題。

調整分科会審議事項……決定事項の実行状況把握とその調整対策などの問題。

前期比6億円、1.3%の減少となり、29年度上期に次いで戦後2度目の収益減少を示した。業態別にみれば、都市銀行は資金ポジション悪化による借入金利負担の増大と預金金利の上昇（預金利率の改訂、定期性預金の比率増大）などから利鞘の縮小をきたし、償却前利益は前期比1割弱の減少をきたした一方、地方銀行の収益増加は預金増加が貸出増加を上回ったため、借入金が増加した上余資が増加し、しかもコールレートの急上昇から余資運用収益が著増したことを反映したものである。

◇全国銀行昭和32年度上期決算状況

全国銀行の32年度上期における償却前利益は453億円と

32年度上期全国銀行収益状況

(単位 億円、△は減少)

区 分	全 国 銀 行			都 市 銀 行			地 方 銀 行		
	金 額	前期比増減額	前期比増減率	金 額	前期比増減額	前期比増減率	金 額	前期比増減額	前期比増減率
1. 償 却 前 利 益	453	△ 6	△ 1.33%	223	△ 24	△ 9.74%	176	13	8.51%
2. 公 表 利 益	237	13	6.19	111	△ 4	△ 3.31	99	17	20.31
3. 主要勘定期中平均残高									
預 借 用 金	43,247	3,046	7.57	27,271	1,531	5.95	14,347	1,307	10.02
内 コールマネー	6,241	2,565	69.79	5,579	2,361	73.39	117	△ 15	△ 11.43
貸 出 利 率	1,925	441	29.75	1,520	333	28.11	86	△ 15	△ 14.92
内 コールローン	46,142	6,050	15.09	27,954	4,027	16.83	12,472	1,303	11.67
内 コールローン	925	206	28.78	226	32	16.90	546	162	42.17
4. 諸 利 率 コ ス ト	(年率)	(前期比増減)		(年率)	(前期比増減)		(年率)	(前期比増減)	
預 金 利 率	※ 4.205	※ 0.266		3.890	0.305		4.165	0.233	
経 費 率	2.703	—		2.775	△ 0.007		2.775	△ 0.083	
預 借 用 金 コ ス ト	※ 6.908	※ 0.266		6.665	0.298		6.944	0.150	
内 コールマネー利率	9.795	1.847		9.913	1.817		10.839	2.681	
預金借入金コスト(A)	13.347	4.481		13.487	4.467		11.950	3.640	
貸 出 利 率	※ 7.248	※ 0.505		7.165	0.633		6.976	0.168	
内 コールローン利率	8.441	0.288		8.166	0.263		8.853	0.344	
証 券 利 率	11.539	3.518		10.929	3.507		12.596	4.199	
貸 出 証 券 平 均 利 率	7.506	△ 0.601		7.563	△ 0.643		7.628	△ 0.525	
資 金 運 用 利 回 り (B)	8.318	0.172		8.092	0.147		8.640	0.195	
利 鞘 (B-A)	※ 8.334	※ 0.259		8.079	0.192		9.017	0.274	
	1.086	△ 0.246		0.914	△ 0.441		2.041	0.106	

(注) 都市銀行の計数には東銀を含まない。 ※印は債券を含む。

◇昭和31年度国民所得

(単位 10億円)

このほど経済企画庁が発表した昭和31年度の国民所得は、総額7兆6,855億円と、前年度に比し14%方の著増となつている。その主なる内容は次表の通りであるが、とくに目立つた点はつぎのごとくである。

- (1) 産業別国民所得では「第2次産業」の対前年度比増率が製造業の生産増加を映じて著増したこと。
- (2) 分配国民所得では「法人所得」の増加率が企業経営の好調を映じて著増したこと。
- (3) 国民総支出では民間設備投資、在庫投資が著増した反面、経常海外余剰が輸入の増加を主因に大幅な赤字となつたこと。

区 分	昭和31年度	前年度比増減(△)
産 業 別 国 民 所 得	7,685.5	14.0%
内 第 1 次 産 業	1,424.2	△ 4.3
第 2 次 産 業	2,557.0	23.0
第 3 次 産 業	3,736.8	16.8
分 配 国 民 所 得	7,685.5	14.0
内 勤 勞 所 得	3,851.4	16.7
個 人 業 主 所 得	2,683.7	2.9
法 人 所 得	872.0	46.0
国 民 総 支 出	9,287.8	12.9
内 個 人 消 費 支 出	5,415.5	6.7
民 間 総 資 本 形 成	2,256.4	63.9
(生 産 者 耐 久 施 設)	1,374.9	76.5
(在 庫 品 増 加)	712.5	56.4
経 常 海 外 余 剰	△ 94.1	—
政府の財貨、サービス購入	1,710.0	4.5